20250327 東整適業 コンプライアンス推進計画 5年

東北地方整備局コンプライアンス推進計画

(令和7年度~令和9年度)

令和 7年 3月27日 東北地方整備局コンプライアンス推進本部

はじめに

東北地方整備局は、東日本大震災からの復旧・復興事業、河川、道路、港湾等の社会資本整備や維持管理、TEC-FORCE派遣等の防災対応により地域社会と大きな信頼関係を築いてきた。 今後も引き続き地域からの期待に応えるべく、関係業界等とのルールにのっとった適切な協力体制のもと、職員一丸となって事業を遂行していかなければならない。

このような中で、一たび不祥事が発生すれば、地域からの信頼が一瞬にして失われる事態になりかねない。そのような事態を防ぐためには、風通しが良く、不正を見逃さない職場づくりに加え、コンプライアンスは「他人事」ではなく「自分事」であるということを職員一人一人が認識するよう意識啓発を行うことが重要である。

本推進計画においては、これまでの推進計画に基づく取組の蓄積を踏まえ、引き続き風通しの良い職場づくりと職員の意識啓発を中心とし、発注者綱紀保持をはじめ、ハラスメントの防止、行政文書の適切な管理等について取組の方向性を明示することにより、コンプライアンスの推進を図る。

なお、本推進計画に基づく具体の取組の実施に当たっては、ワークライフバランス(WLB)・働き方改革推進の状況を踏まえ、WEB会議をはじめデジタル技術の活用等により効率的に実施することとする。

I. 風通しの良い職場づくりと職員の意識啓発

1. 風通しの良い職場づくり

職員同士が共同して、悩みや不安、コンプライアンスに関する気づきなどを気軽に相談できる、 風通しが良く、不正を見逃さない職場づくりを行う。

管理職員は、日頃から職員(期間業務職員を含む。以下同じ。)への目配りや気配りを行い、適切な職場のマネジメントに努めるとともに、各種打合せや人事評価の面談等あらゆる機会を通じて職員との情報共有を図り、職場内のコミュニケーションの向上に努める。

また、職員は、相互にコミュニケーションを図り、上司や同僚職員に対する「報告・連絡・相談」をためらわずに行うよう努め、その報告等を受けた上司は、感謝を込めてほめるとともに「お・ひ・た・し」で対応することを心がける。

※「お・ひ・た・し」とは「怒らない・否定しない・助ける(困りごとがあれば)・指示する」

2. 職員の意識啓発のための取組

(1) 幹部・管理職員による意識啓発

幹部職員をはじめとする管理職員がリーダーシップを発揮し、職員のコンプライアンス意識 の更なる高揚を図るため、次の取組を実施する。特に事務・事業の遂行とコンプライアンスが 対立するような場面においても、常にコンプライアンスを優先することを職員に周知徹底する。

① 幹部職員による所属職員の意識啓発

部長、統括防災官及びコンプライアンス推進責任者(事務所長、管理所長及びセンター長)は、自ら率先してコンプライアンス推進に取り組むとともに、コンプライアンスに関する自身の考えや取組方針を所属職員に表明し、意識啓発を行う。

② 各所属におけるコンプライアンス意識の涵養

管理職員は、所内会議、課内会議等の各所属における定期的な打合せを活用し、コンプライアンス通信(下記(3)①参照)等を用いて最新の不祥事事例の情報共有や解説を加えるなど、組織一体となったコンプライアンス意識の涵養を創意工夫して進める。

③ 幹部職員に対する取組

本局幹部(局長、副局長、部長及び統括防災官)は、各県内事務所長会議に出席し、事務所、 管理所及びセンター(以下「事務所等」という。)における業務遂行・組織運営上の問題、課題 等を把握するとともに、コンプライアンスの推進について意見交換を行う等、事務所等の幹部 職員とのコミュニケーション活性化を図る。

(2) 講演会・研修等による意識啓発

職員のコンプライアンス意識が希薄とならないよう、次の取組を実施する。実施に当たっては、形骸化・マンネリ化を防ぐため内容を工夫するとともに、職員の負担とならないよう留意する。

① コンプライアンス講習会の開催

コンプライアンス意識の高い職場づくりを推進するため、本局及び事務所等においてコンプライアンス講習会を年1回以上開催する。

開催に当たっては、公正取引委員会等の外部講師招聘に加え、適正業務管理官又は港政調整官を講師とする講習会を積極的に行い、WEBによる配信など幹部職員を含めた多くの職員が聴講できるようにする。

② 研修における取組

コンプライアンスに関する講義を主要な研修に設け、コンプライアンスの保持が職員自身や 家族を守るものであること、「他人事」ではなく「自分事」であることを認識させるなど、職 員の意識の醸成と徹底を図る。

特に、発注者綱紀保持に関する講義においては、国土交通省における過去の違反事例の発生

経緯、再発防止策等を重点的に解説するとともに、研修生同士が質問、意見を出し合って理解 を深めるグループ討議方式も採り入れ、不正を行わないことを強く意識づける。

③ コンプライアンス・ミーティングの実施

職員相互間での意見交換を通じて、不正の芽を小さいうちに摘みとる組織風土を醸成するため、自分事として捉えられるような身近な問題をテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを年2回実施する。

④ e -ラーニングの受講

職員一人一人が自らコンプライアンス意識を向上させるため、e ーラーニングの受講を指導する。最終受講年度から3年を経過する職員に対しては、コンプライアンス意識が希薄にならないよう、再度の受講を促す。

また、e-ラーニングの内容は、制度改正等を踏まえて適宜見直しを行う。

⑤ セルフチェックの実施

コンプライアンスに関する職員の理解度を検証するため、セルフチェックを年1回実施し、 正答率等の結果を職員にフィードバックする。セルフチェックの各項目の正答率を分析し、研 修、コンプライアンス・ミーティングのテーマ、コンプライアンス通信等の内容に反映させる。

国家公務員倫理月間においては、実施促進のためパソコンのポップアップ機能を活用したセルフチェックを実施する。

⑥ 新規採用職員等への周知徹底

新規採用の職員及び地方自治体等からの出向者に対して、採用時に「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」、「義務違反防止ハンドブック」、「国家公務員倫理教本」及び「国家公務員倫理カード」を配布し、コンプラアンスに係る関係法令等を周知徹底するとともに、研修でもコンプライアンスを遵守する重要性について強く意識づけを行う。

また、同資料を本局イントラネットに掲載し、全職員へ周知する。

(3) 各所属における取組の支援

各所属が実施するコンプライアンス推進の取組を支援するため、次の取組を実施する。

① コンプライアンス通信の発行

職員の綱紀保持に対する意識の徹底を図るとともに職場内でのコンプライアンスに関する コミュニケーションの手助けとするため、「公務員等の不祥事事例」や「官製談合防止法の違 反事例」を取りまとめたコンプライアンス通信を毎月発行する。

② コンプライアンス・インストラクターの養成

各事務所等において、事務官、技官を問わず、発注者綱紀保持担当者(副所長、管理所長等)をサポートし、コンプライアンス意識の高い職場づくりに関して指導的役割を担うコンプライアンス・インストラクターを、事務所等における配置状況に配慮しつつ養成する。

3. その他

(1)職員への注意喚起の強化

東北地方整備局の内外を問わず、公務員の不祥事が発生した場合に必要に応じて綱紀保持徹底に関する文書や局長からのメッセージを発出するなど、職員への注意喚起を強化する。

(2) 法令遵守に関する周知

申請者に対して許認可等を行う事務について、標準処理期間をはじめ行政手続法にのっとった業務遂行を徹底する。

法令遵守に関するもので、特に職員の認識が必要な事案等が発生した場合は、法令の概要と 遵守等について、速やかに周知を行う。

(3)物品の適正な管理の徹底

職員による作為的な物品の亡失を防ぐため、備品はもとより反復使用可能な消耗品等についても国の物品であることを標記し、保管キャビネット等の施錠等を徹底するとともに、定期的に使用状況の確認を実施する。

新たな物品の取得に際しては、業務に真に必要かどうか、数量等含めて精査し、効果的・効率的な物品管理を徹底する。

Ⅱ.発注者綱紀保持

1. 不正が発生しにくい入札契約手続の徹底

(1)技術資料と入札書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し

技術評価点の漏えい防止のため、入札参加者に技術資料と入札書を同時提出させる入札契約 手続を行う。また、予定価格の漏えい防止のため、予定価格の作成を入札書提出後に行う。 この取組を、施工能力評価型を適用する全ての工事で実施する。

(2)総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

予定価格及び技術評価点の漏えい防止のため、積算業務と技術審査・評価業務との分離体制 を確保し、これらの情報を知る機会と知る者の数を限定する。

工事競争参加資格の確認及び技術評価点の審査を行う技術審査会及び入札・契約手続運営委員会においては、原則として、積算担当課長を構成員としない。

(3)技術提案書等における業者名のマスキングの徹底

各種資料における業者名の漏えい防止のため、マスキングを徹底し、入札参加業者名を知る者の数を限定する。

また、技術提案書についても業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を図る。

ただし、上記(1)に掲げる工事については、業務負担の軽減を図る観点から、原則として、

マスキングを不要とする。

(4) 少額随意契約の適正な手続の徹底

少額随意契約における手続適正化のため、契約担当課と業務担当課において見積書の徴取や 検査確認の役割分担が行われているか、合理的な理由のない意図的な分割発注がなされていな いかなど、関係法令等にのっとった手続きが適切に行われているか確認・徹底する。

2. 技術審査資料等の管理の徹底

(1)技術審査資料の回収及び処分の徹底

技術審査会及び入札・契約手続運営委員会で使用する技術審査資料については、データの閲覧を出席者に限定し、会議終了後は確実に消去する。

紙媒体で審議を行う場合であっても、必要最小限の印刷部数とし、会議終了後は資料を回収の上、シュレッダーによる裁断等により確実に処分する。

(2) 技術提案書等の厳重な保管及び処分

技術審査資料作成の基礎となるデータについては、データの種類(紙、電子)を問わず、技術審査担当以外が閲覧又は加工したりできない場所に厳重に保管する。

特に、入札参加者が提出する技術提案書、施工計画書その他工事監督に必要となる資料については、定められた保存期間が終了した時点で処分する。

(3) 予定価格等の情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報が含まれる 文書及びデータについては、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、施錠箇所での管理、 アクセス制限、パスワードの管理等を徹底する。

3. 事業者等との適切な対応

(1) 発注者綱紀保持規程等の周知

発注者綱紀保持規程等の発注事務に係る綱紀保持のルールや過去の談合事案を踏まえた再 発防止対策等について、次の取組により、事業者等及び来庁者に対して周知し、理解を求める。

- ① 東北地方整備局コンプライアンス推進計画、過去の談合事案、事業者等に課せられたペナルティ等をホームページに掲載し、取組への協力依頼と違法性の認識を高める啓発活動を行う。
- ② 事業者等の関係業界団体に対し、コンプライアンスに関するリーフレットを配布するな ど、取組への協力依頼を行う。
- ③ 一般競争(指名競争)参加資格認定通知書にコンプライアンスに関するリーフレットを同封し、取組への協力依頼を行う。
- ④ 庁舎及び執務室の入口等に入室制限の掲示を行う。

(2) 応接方法の徹底

事業者等との応接に当たっては、次の事項を徹底する。

- ① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。
- ② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。 執務室を執務スペースと受付カウンター等のオープンスペースとに分離し、原則として、 オープンスペースで複数の職員により対応する。また、執務スペースへの事業者等の立入 りは禁止する。

4. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

(1)発注者綱紀保持規程に抵触する行為への対応

職員は、発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に 抵触すると思われる事実を確認したときは、報告窓口に対して報告する義務があることを周知 徹底する。

(2) 不当な働きかけに対する対応

職員は、事業者等や他の機関の職員等から不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるとともに、所属長等へ報告する義務があることを周知徹底する。

5. 入札結果の継続的監視

(1)入札談合疑義案件への対応

外部から入札談合に関する情報があった場合又は入札結果から入札談合に関する疑義事実があると判断した場合は、公正入札調査委員会へ報告するなど、入札結果を監視する。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化

年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率、業者別年間受注額・受注割合等の応 札状況を事務所等ごとに整理し、入札状況等に関する傾向を確認するとともに、本局及び事務 所等のホームページで公表し、その透明化を図る。

Ⅲ.服務規律・倫理規程の遵守

1. 継続的な指導の徹底

ハラスメント、再就職規制関係等の服務及び倫理資料の改正等の都度、イントラネットに掲載するとともに、各部及び事務所等に送付し、幹部会等の所内会議での活用を促すことにより、継続的な指導を徹底する。

国家公務員倫理月間や国家公務員ハラスメント防止週間時に、全省庁共通の取組を確実に実行するとともに、東北地方整備局独自の取組を計画し、各期間における啓発活動を促進する。

2. ハラスメントの防止

職員が各自の能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するには、職員の勤務意欲減退につながるような、他の職員等への不用意な言動の防止が重要である。

ハラスメントの定義、職員の責務については、人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)及び人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)に定められており、これらに基づき次の取組を実施する。

(1) 会議等での法令等理解・防止対策・相談窓口等の周知徹底

各所属における定例会議、コンプライアンス推進委員会等において、ハラスメントに関する 法令等の理解を深めるとともに、防止対策や相談員、相談窓口等の周知を徹底する。

(2) 国家公務員ハラスメント防止週間等での講習会開催・職員への周知徹底

国家公務員ハラスメント防止週間中に各職場において講習会を開催し、職員に対して、ハラスメント防止対策や相談員、相談窓口等について十分に認識させる。

すべての女性が輝く社会づくり本部決定「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」 を受け、幹部職員を対象にした外部講師によるハラスメント防止対策講習会を年1回実施し、 意識の高揚を図る。

(3) 相談窓口での適切な対応・相談員の知識技能向上

ハラスメント相談窓口に相談があった場合には、相談内容及び希望する対応方法の詳細を確認し、事態を悪化させないよう迅速かつ適切に対応する。また、ハラスメント相談員は、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、人事院や整備局主催のセミナーに積極的に参加し、相談を受けた場合は、責任をもって対応する。

(4) 事案発生時の再発防止取組徹底

ハラスメントの被害が発生した場合には、事案の背景、要因等を分析し、再発防止の取組を とりまとめ、その徹底を図る。

3. 再就職規制の遵守

幹部会等の所内会議において、再就職規制の概要、国土交通省における再就職に係る自粛措置、 違反事例を説明し、再就職規制について周知徹底する。

定年退職予定者に対する年金説明会等再就職規制の対象となり得る者が集う機会を捉えて、再 就職規制の周知を行い、違反事例が発生しないよう取組の徹底を図る。

4. 官貸与パソコン等の適正な使用

官貸与パソコン等の不適正な使用がないか監視するとともに、職員に対しては、使用状況が全て記録されていること及び不適正な使用は処分の対象となることを周知徹底する。

IV. 行政文書の適正な管理

行政文書については、公文書管理法において、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知 的資源」と位置づけられており、行政文書の適正な管理を図り、もって行政が適正かつ効率的に 運営されるようにするとともに、国等が有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務 が全うされるよう求められている。

東北地方整備局における行政文書の適正な管理に資するため、次の取組を実施する。

(1) 行政文書の適正な管理に向けた意識啓発

行政文書の適正な管理の重要性を職員が認識し、適正な管理が図られるよう、文書に関する 研修の機会を多く設けるとともに、年1回、行政文書適正管理講習会を実施して意識啓発を図 る。

(2) 行政文書の正確性の確保

文書の作成に当たっては、正確性を確保するため、原則として複数の職員による確認を経た上で、各所属長等が確認することを徹底する。

(3) 行政文書の電子的管理の推進

国土交通省行政文書管理規則に基づき電子媒体を正本とした体系的な管理を推進するとともに、国土交通省行政文書ファイル保存要領等に基づいた適切な整理・保存の徹底を図る。

V. 推進計画の実施状況及び実効性の検証

1. 内部監査の実施

一般監査等において、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の 実施状況等について、監査を実施する。

2. コンプライアンス推進計画のフォローアップ

(1)推進本部によるモニタリング等

コンプライアンス推進本部は、毎月実施する本部会合において、部長、統括防災官及びコンプライアンス推進責任者から具体的な実施状況等の報告を順次受け、これらのモニタリングとフォローアップを実施する。

なお、本部長は、効果が認められる取組事例については、各部及び事務所等に情報提供する。

(2) 実施状況の報告

部長、統括防災官及びコンプライアンス推進責任者は、本推進計画の実施状況を毎年度、別途指示する日までに本部長に報告する。

(3) 実施状況の評価及び公表

本部長は、実施状況の報告に基づき本部会合において評価を実施し、「コンプライアンス報告書」としてとりまとめ、東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会(以下「アドバイザリー委員会」という。)の意見を聴取し、翌年度の4月末までに公表する。

(4) 本推進計画の見直しと改善

本部長は、本部会合における評価の結果及びアドバイザリー委員会の意見を踏まえ、必要に応じ本推進計画の見直しを行い、取組を強化するなど改善を図る。